

- 本書は、株式会社やまがた新電力（以下「当社」といいます。）がお客様から太陽光発電による余剰電力を買い取る契約（やまがた新電力太陽光買取サービス、本書では以下「買取サービス」といいます。）を提供する際の条件に関する重要な事項を記載し、説明するものです。 以下記載の内容に同意のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 買取サービスのお申込みにあたっては本書をよくお読みください。契約内容をご理解、ご承諾いただき、また「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」（以下「買取約款」といいます。）および「個人情報の取扱いについて」記載の事項についてもご承諾おたいた上で、所定の方法によりお申込みいただけますようお願いいたします。

1. 買取サービスのお申込み方法

所定のお申込書によりお申込みいただけます。

2. 買取開始日

- （1）買取開始日は、発電者との協議により買取開始日を定めます。
- （2）当社は、お客様からの買取サービスのお申込みを承諾した時には、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経た後、速やかに買取を開始いたします。

3. 買取単価

エリア	対象地域	買取電力量料金単価（税込）	
		太陽光発電設備を新設する場合	左記除く
東北	山形県	13.00 円/kWh	11.50 円/kWh

注）・上記の内、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は適用地域外です。

4. 受電電力系の設置、工事負担金相当額（発生した場合のみ）

- （1）受電用電力計については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様の都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客様のご負担となることがあります。
- （2）買取サービスの開始または変更に伴い、一般送配電事業者の供給設備を新たに設置し、または変更する場合で、当社が、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客様から申し受けます。

5. 買取料金のお支払方法および期日

- （1）買取料金の支払いは、発電者が指定する金融機関の指定口座に振り込むことにより支払うものとします。
- （2）当社は、10月分から3月分までの買取料金を4月末日までに、4月分から9月分までの買取料金

を10月末日までに、それぞれ支払うものといたします。この場合の振込手数料は、当社が負担いたします。

- （3）買取開始年で3月または9月までの期間が半年に満たない場合は、買取開始月から3月または9月までの月までの期間といたします。なお、所管の一般送配電事業者から当社への買取電力量の提供が遅延するなど、当社の責によらない事由により、支払期日までの支払いができない場合、当該買取料金は、次の支払期日までに支払うものといたします。

6. 太陽光買取、保安等にもなうお客様のご協力

- （1）一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。
- （2）一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむをえない場合、もしくは電気の買取上または保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。
- （3）当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客様の土地または建物に立ち入ることにご承諾をいただきます。
- （4）引込線、受電用電力計その他お客様の電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- （5）お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただけますようお願いいたします。
- （6）お客様が電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただけますようお願いいたします。
- （7）その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。
- （8）蓄電池、エネファーム等の発電設備からの逆流がないようお願いいたします。

7. 買取サービスのご契約期間、ご契約期間の更新

- （1）ご契約期間は、買取開始日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までといたします。）の末日までといたします。
- （2）ご契約期間満了に先立って買取サービスの終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、ご契約期間満了後も1年ごとに、ご契約期間満了日で有効な買取約款と同一条件で更新されるものといたします。なお、買取条件の説明および書面交付は、買取サービスの期間に関する事項のみとし、当社のホームページ等に掲載する方法等によりお客様にお知らせいたします。

8. 買取サービスのご解約等に関する事項

- （1）お客様が電気の当社による買取りをお止めになる場合や太陽光発電設備を撤去される場合には、あらかじめ解約希望日を定めて当社にご連絡いただけますようお願いいたします。
- （2）お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、買取サービスを解約することがあります。

なお、この場合、原則として解約日の 15 日前までにお客様にお知らせいたします。

- イ 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
- ロ お客様が小売電気事業者への電気料金の不払い等により、電力供給を停止され、これに伴い太陽光発電に関わる機器が稼働できなくなった場合
- ハ お客様が買取約款または託送供給等約款に違反した場合

- (3) お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合は、本条の定めによらず、お客様の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取サービスを解約することができます。

9. ご解約等に関する留意事項

- (1) 買取サービスを解約される場合は、お申込みをされた日以後、原則として最初の検針日または最初の計量日を買取サービスの解約日といたします。
- (2) 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を設置した後、お客様のご都合によって買取開始に至らないで買取契約をご変更または取りやめとされる場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされた時は、当社は、その実費をお客様から申し受けます。

10. 個人情報の取扱いについて

当社のお客様に係る個人情報の取扱いについては、「プライバシーポリシー」を定め、以下 HP に掲載しております。(<https://www.ymgt-ps.jp/privacy/>)

11. その他

- (1) お客様が故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客様にお支払いいたします。
- (2) 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- (3) 本書に記載のない事項については、買取約款またはその他関連する当社契約によります。
- (4) 当社がお客様から買い取った買取電力に係る「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」にいう非化石価値等は全て当社へ帰属します。
- (5) 当社は、電力買取実績を記載した「支払通知書」を当社が用意する Web ページにアップロードし、その旨を発電者に通知いたします。Web ページのアクセス方法はご契約時にお客様へ通知いたします。
- (6) 買取実績の書面による通知を希望される場合は、その手数料として、当該書面 1 通につき 110 円（税込）を発電者から申し受けます。当該費用は、当社が支払う買取料金額から控除させていただきます。なお、買取金額が 110 円（税込）に満たない場合は、当該書面による通知は行いません。
- (7) 発電側課金制度導入に伴う対応については買取約款 別紙をご確認ください。

【小売電気事業者】

名 称：株式会社やまがた新電力（小売電気事業者登録番号：A0231）

住 所：山形県山形市松波三丁目 8 番 28 号 松波プラザ 2 階 D 号室

ホームページ：<https://ymgt-ps.jp/>

【問い合わせ窓口】

連絡先：株式会社やまがた新電力

電 話：023-627-3210

E-mail：kaitori@ymgt-ps.jp

受付時間：平日 9：00～17：00